

無料法律相談会 開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002



金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブルなどの相談に応じます。
必ず2日前の17時までに事前予約してください。定員（3人）になり次第締切ります。

△虹田地区▽

■日時 9月15日（木）13時30分～15時

■場所 虹田ふれ合いセンター

■担当 林 正樹弁護士
（伊達噴火湾法律事務所）

△温泉地区▽

■日時 10月6日（木）13時30分～15時

■場所 観光情報センター

■担当 八木橋俊輔弁護士
（のぼりべつ法律事務所）

「急いで」とATMへ 誘導する還付金等詐欺に注意して!!

■問合せ
産業振興課水産・商工グループ
☎74-3005

7月下旬に道内で還付金等詐欺の被害が発生しました。特殊詐欺は、地域を選ぶことなく遠隔地に対しても犯行が可能のため、洞爺湖町内でも詐欺の被害が連続発生する危険性が高い状況です。
還付金等詐欺は、役場職員を名乗る者から「あなたは医療費（健康保険料等）の払い戻しを受けることができます」といった電話から始まります。「通知書を送ったのですが、届いてますでしょうか？」と続け、「通知書をなくしたかも知れない」と動揺させ、焦る高齢者に「キャッシュカード

と携帯電話を持って近くのATMに行けば、今ならまだ間に合います」と救済の手を差し伸べたかのようにみせかけて金融機関のATMへ誘導します。その後、電話での指示に従いATM操作を行うと高額なお金を振り込んでしまします。

被害に遭わないために次のポイントに注意しましょう！
・ATMで還付金を受け取ることは絶対にありません。
・「携帯電話を持ってATMへ行ってください。」と言われたら詐欺です。

・ATM付近で携帯電話を使用している方を見かけた場合は、警察への通報や声かけをお願いします。

・高齢者宅の電話は留守番電話にして、知り合いからなど必要な電話にだけ対応する。不審な電話には十分ご注意ください。



じん臓機能障害者 通院交通費補助金 が申請できます

■問合せ
健康福祉課福祉・高齢者グループ
☎74-3001



じん臓機能障害者への通院費の助成は、次の項目全てに該当する方が対象です。

①じん臓機能の障害により、身体障害者手帳の交付を受けている方

②人工透析療法のため、他市町村の医療機関に通院している方

③生活保護法、その他法令等により、通院交通費の給付を受けていない方

④身体障害者手帳の所持によるJR旅客運賃の割引を受けていない方

⑤前年の所得が、所得制限基準額の360万4千円（扶養家族なし）を超えない方
じん臓機能障害者への通院費の助成は、基準により算定された額について、助成されることとなります。

基準単価は、2～25kmまで150円（片道）となっています。

パーソントリップ調査(交通実態調査)にご協力ください

■問合せ
建設課管理・土木都市計画グループ
☎74-3007

ます。
平成28年度前期は、10月14日（金）、後期は、平成29年3月10日（金）が申請期限です。

将来の道路網の計画や公共交通機関の在り方を検討するため、北海道が中心となり、室蘭都市圏（3市3町）を対象としたパーソントリップ調査（交通実態調査）を実施します。10月上旬頃から無作為に抽出された町民の方へ調査票が郵送配布される予定となっていますので、ご協力をお願いします。

■調査期間 平成28年10月～11月